

[保管場所の所在図・配置図] の記載例

※黒色ボールペンでご記入ください。

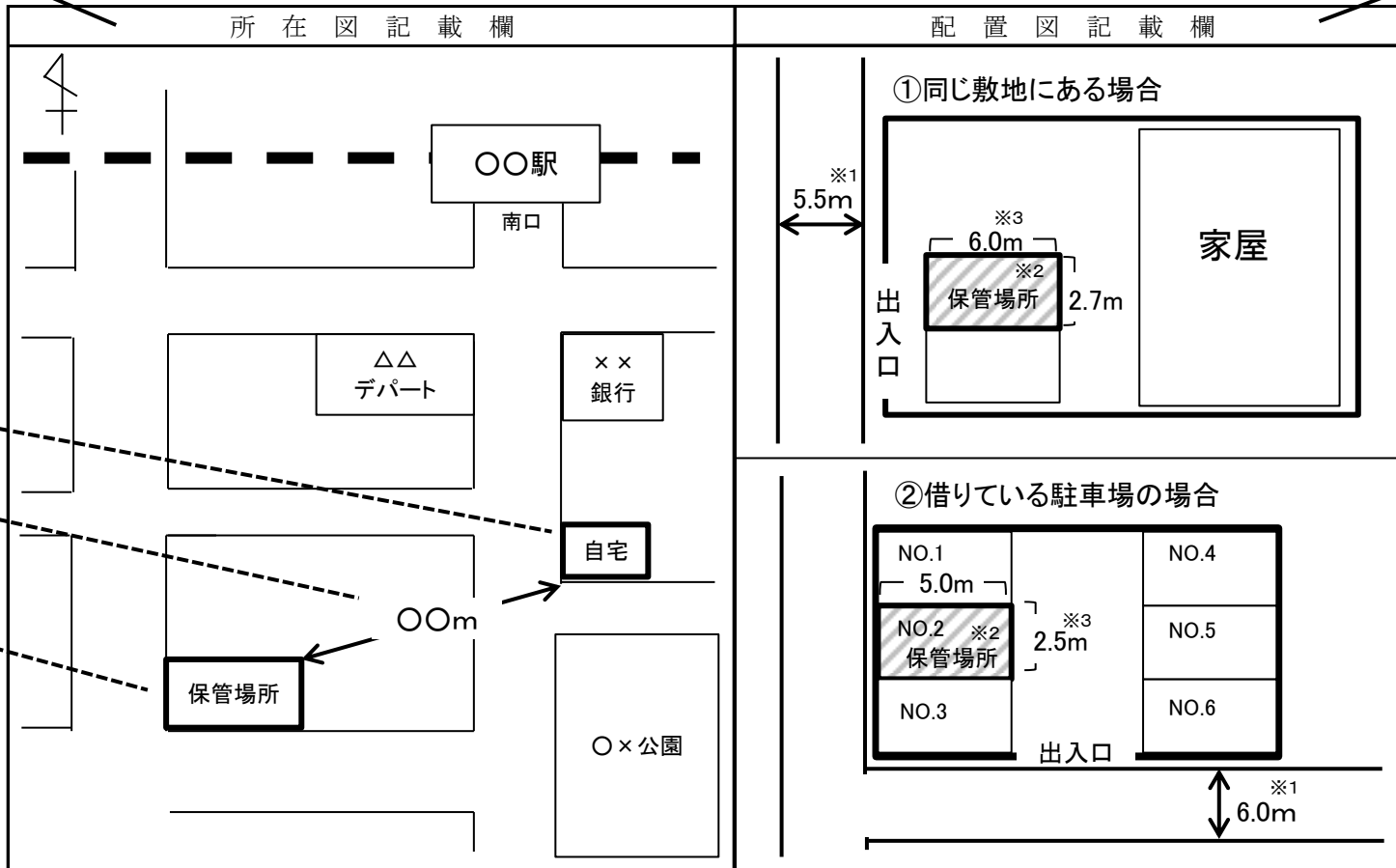
- 次の場合は所在図の添付を省略することができます。
 - ① 自動車の使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一である。
 - ② 使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一である。
(ただし、②の場合は申請・届出書の「※保管場所標章番号」欄に旧自動車の保管場所標章番号を記入して下さい。)
- ※ なお、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求められることがあります。
(警察署長が認める場合とは、新築の住宅や付近に建物が無いなど調査すべき場所の特定が困難な場合です。該当する場合はあらかじめ記載してください。)

所在図は自宅と保管場所を含む近隣の地図です。目標となる施設等を入れて下さい。

使用の本拠の位置を記入して下さい。

必ず、使用の本拠と保管場所の間の距離を記入して下さい。(2kmを超える場合は、証明の対象になりません。)

保管場所の位置を記入して下さい。



配置図は、申請または届出対象の自動車を、該当する土地のどの場所に、どのように保管するのかを示す図です。

※1 保管場所に接する道路の幅員を記入して下さい。

※2 保管する位置を明示して下さい。

※3 保管場所の大きさ(幅、長さ)の寸法を記入して下さい。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

備考1 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置が同一である場合(A)、または、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同じ場合(B)は、所在図の作成を省略することができます。ただし、前記下線(B)により省略する場合は申請・届出書の「※保管場所標章番号」欄に旧自動車の保管場所標章番号を記入してください。

なお、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求めることがあります。(警察署長が必要と認める場合とは、新築の住宅や付近に建物がないなど調査すべき場所の特定が困難な場合です。該当する場合はあらかじめ記載してください。)

2 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。(鉛筆、シャープペンシルは不可)

備考1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。(鉛筆、シャープペンシルは不可)

2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。